

原議保存期間 3 年
(令和 7 年 3 月 31 日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

警察庁丁組企発第 43 号
事務連絡
令和 4 年 3 月 31 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和 3 年法務省告示第 187 号。以下「実質的支配者情報一覧規則」という。）の施行に伴い、令和 4 年 1 月 31 日より、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者情報一覧（実質的支配者情報一覧規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する実質的支配者情報一覧をいう。以下同じ。）について、所定の添付書面により内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写し（見本は別添のとおり。以下「実質的支配者情報一覧の写し」という。）の交付をする制度が開始されています。

実質的支配者情報一覧の写しについて、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）における取扱いは下記のとおりです。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、所管する特定事業者にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、法務省及び金融庁と協議済みです。

記

1 実質的支配者情報一覧の写しの本人確認書類への該当性

実質的支配者情報一覧の写しについては、「(商号)」及び「(本店)」欄の記載があることをもって、犯収法施行規則第 7 条第 2 号ロに規定する「当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある」との要件を満たすものと解されます。

したがって、実質的支配者情報一覧の写しについては、特定事業者が提示又は送付を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限り、申出会社（実質的支配者情報一覧規則第 2 条第 1 号に規定する申出会社をいう。）の本人確認書類に該当します。

2 実質的支配者情報一覧の写しの議決権の保有状況を示す書類への該当性

犯収法施行規則第14条第3項は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第2項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項(法人顧客の実質的支配者の本人特定事項)の確認の方法として、資本多数決法人の場合については、「株主名簿、金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類」(以下「法人顧客の議決権の保有状況を示す書類」という。)又はその写しを確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法を規定しています。

この点、実質的支配者情報一覧の写しについて、実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第2号の規定により実質的支配者情報一覧の保管等の申出書(実質的支配者情報一覧規則第3条第1項に規定する申出書をいう。以下同じ。)に添付された書面が、同号イ又はハに掲げる書面である場合には、法人顧客の議決権の保有状況を示す書類に該当しますが、同号ロに掲げる書面である場合には、これに該当しません。

なお、申出書に添付された書面が同号ロに掲げる書面であるか否かについては、当該実質的支配者情報一覧の写しの「実質的支配者該当性の添付書面」欄により確認が可能です。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

法令・企画係

電話 03-3581-0141 (内線4937、4938)

実質的支配者リストの写し (みほん(1/2))

実質的支配者情報番号：●●●●-●●●●-●●●●●●●●

(日本産業規格A列4番)

実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 000

(本店) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務 太郎

以下の情報は、令和4年10月1日現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。):犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「施行規則」とする。)

実質的支配者リストの写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)					
1 番	住居	東京都文京区目白台一丁目21番5号	国籍等	日本 その他(※4)	議決権割合 30% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
		フリガナ ホウム タロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 56年12月18日 日生	
	氏名(※6)	法務 太郎	実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し	
2 番	住居	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	日本 その他(※4)	議決権割合 26% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
		フリガナ オツノ ハナコ	生年月日	昭和・平成・西暦 60年10月15日 日生	
	氏名(※6)	乙野 花子	実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の本人確認の書面	なし	
3 番	住居	東京都豊島区池袋四丁目3番1号	国籍等	日本 その他(※4)	議決権割合 26% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
		フリガナ ヘイノ サブロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 38年11月12日 日生	
	氏名(※6)	丙野 三郎	実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、C社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の本人確認の書面	なし	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯取法施行規則第11条第3項)。
(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその支配法人の議決権の総数が当該会社の議決権の総数に占める割合を記載する。その際、当該自然人の「住居」欄に「その他(可)」を記載する。)

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。

これは、令和4年10月1日に申出のあった当局保管に係る実質的支配者情報一覧の写しである。

令和●●年●●月●●日

●●法務局

登記官

印

(注) これは、会社において作成した実質的支配者情報一覧について、登記官が各添付書面欄記載の書面と整合することを確認して保管を行ったものの写しであり、記載されている内容が事実であることを証明するものではない。

整理番号 ●●●●●● 1/2

実質的支配者リストの写し (みほん (2 / 2))

実質的支配者情報番号：●●●●●—●●●●●—●●●●●●●●●●

(別紙)

(日本産業規格A列4番)

